



第4章 消費課税



4-1-1 自動車税の見直し



消費税率10%引き上げに伴い、2019年10月1日以後に新車登録を受けた自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く）について、自動車税が見直されます。

【自動車税】 総排気量別に下記の通り税額が見直されます。

総排気量	改正前	改正後	減税額
1,000cc 以下	29,500円	25,000円	△4,500円
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500円	30,500円	△4,000円
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500円	36,000円	△3,500円
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000円	43,500円	△1,500円
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000円	50,000円	△1,000円
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000円	57,000円	△1,000円
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500円	65,500円	△1,000円
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500円	75,500円	△1,000円
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000円	87,000円	△1,000円
6,000cc 超	111,000円	110,000円	△1,000円



4-1-2 自動車取得税の見直しと廃止、環境性能割の導入



排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対する特例措置（自動車取得税のエコカー減税）が見直されます。

消費税率10%引き上げに伴い、2019年9月30日で自動車取得税が廃止され、2019年10月1日より環境性能割が導入されます。

【自動車取得税】 下図の通り減税割合が変更された上で、適用期限が6カ月延長され、その後廃止となります。

対象車		現行	2019.4.1~2019.9.30
電気自動車等（※1）		非課税	非課税
2020年度 燃費基準	+40%達成		
	+30%達成	△60%	△50%
	+20%達成	△40%	△25%
	+10%達成	△20%	△20%
	達成		

**消費税率10%
引き上げに伴い
廃止**

【環境性能割】 自動車取得税が廃止後に、新たに環境性能割が導入されます。

対象車		乗用車	軽自動車	対象車		乗用車	軽自動車
電気自動車等（※1）		非課税	非課税	2015年度 燃費基準	+10%達成	3%	2%
2020年度 燃費基準	+20%達成			1%	上記以外		
	+10%達成			2%			
		達成	1%				

※1 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車が該当します。

(注) バス・トラックについては別途基準があります。



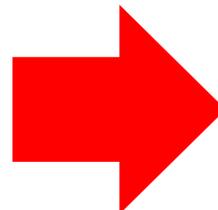
4-1-3 自動車重量税等のエコカー減税の見直しと延長



排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対する特例措置（自動車重量税のエコカー減税）が見直されます。

【自動車重量税】 下図の通り減税割合が変更された上で、適用期限が2年延長されます。

対象車		現行		2019.5.1~2021.4.30					
車検		1回目	2回目	1回目	2回目				
電気自動車等（※1）		免税	免税	免税	免税				
2020年度 燃費基準	+90%達成					免税	免税	免税	免税
	+50%達成	△75%	△50%	△50%					
	+40%達成				△50%	△25%	△25%		
	+20%達成							△25%	△25%
	+10%達成								
達成	△25%	△25%	△25%						



※1 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車が該当します。

※2 ガソリン車への配慮から経過措置が設けられ、ガソリン車（ハイブリッド車及び軽自動車を除く）には、新車新規車検時に限り、本則税率を適用します。

(注) バス・トラックについては別途基準があります。



4-1-4 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の見直し



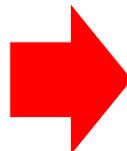
燃費性能等が優れた自動車の自動車税及び軽自動車税の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例）が見直されます。

(1) 自動車税 下図の通り軽課割合が変更された上で、適用期限が2年延長されます。

<現行>

【取得期間】2019.4.1～2021.3.31（新車登録のみ）
【軽課年度】2019年度、2020年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	軽課割合
電気自動車等（※1）	△75%
2020年度燃費基準+30%以上達成車	
2020年度燃費基準+10%以上達成車	△50%



<改正後>

【取得期間】2021.4.1～2023.3.31（新車登録のみ）
【軽課年度】2021年度、2022年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	軽課割合
電気自動車等（※1）	△75%
上記以外の車両	-

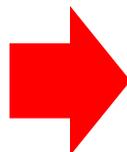
※1 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車が該当します。

(2) 軽自動車税 下図の通り軽課割合が変更された上で、適用期限が2年延長されます。

<現行>

【取得期間】2019.4.1～2021.3.31（新車登録のみ）
【軽課年度】2019年度、2020年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	軽課割合
電気自動車等（※2）	△75%
2020年度燃費基準+30%以上達成車	△50%
2020年度燃費基準+10%以上達成車	△25%



<改正後>

【取得期間】2021.4.1～2023.3.31（新車登録のみ）
【軽課年度】2021年度、2022年度（取得の翌年度分のみ）

対象車	軽課割合
電気自動車等（※2）	△75%
上記以外の車両	-

※2 電気自動車、天然ガス自動車が該当します。



4-2 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

新設!



〈施策の背景〉

外国人旅行者への販売機会を増やすために、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において免税販売を行いたいという、既に消費税免税店の許可を受けている事業者からのニーズが高まっている。

さらに多数の外国人旅行者の参加が見込まれる、「ラグビーワールドカップ2019」「東京2020オリンピック・パラリンピック」等の開催を目前に控えており、事業者がイベント等に出店する場合に免税販売を可能とする環境の整備が喫緊の課題となっている。

→**地域の特産品等の販売機会の増加と、外国人旅行者の消費額のより一層の拡大と、地方を含めた免税店数の更なる増加を図るための施策が必要。**



既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、**7月以内の期間を定めて**臨時免税店を設置する場合において、あらかじめその承認を受けているときは、**届出により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」**が新たに創設されます。
(承認を受けるための申請は2019年5月1日から受付が開始され、出店は2019年7月1日から可能になります。)

臨時免税店の設置に係る事前承認

既に消費税免税店の許可を受けている事業者

申請

納税地所轄税務署

税務署

承認



臨時免税店の届出（出店時）

納税地所轄税務署



届出
(出店の前日まで)

既に消費税免税店の許可を受けている事業者



出店
(期間は7月以内)





4-3 金地金等の密輸に対応するための

新設!

消費税における仕入税額控除の見直し

国内における金などの販売・仕入は、いずれも消費税が課税される取引です。海外で金を購入した場合には、輸入する際に、消費税を納付することになります。しかし、適正に税関申告せず、消費税分を儲けようとする密輸が後をたちません。その防止策として、新たに仕入税額控除が見直しされることになりました。

- ①2019年4月以降、**密輸品と知りながら行った課税仕入れ**について、仕入税額控除制度の適用は認められません。
- ②2019年10月以降、金又は白金の地金の課税仕入れについて、**本人確認書類の写しの保存**がなければ、仕入税額控除の適用は認められません。

●金地金密輸のスキーム図

